

# 目次

## 第1編 序 論

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格と役割 .....	1
3 計画の構成と期間 .....	2
<b>第2章 登米市の概況</b> .....	3
1 位置と自然条件 .....	3
2 沿革 .....	4
3 人口・世帯 .....	5
4 産業 .....	6
5 交通網 .....	7
<b>第3章 計画の背景とまちづくりの課題</b> .....	8
1 計画の背景となる時代の変化 .....	8
2 まちづくりに向けての課題 .....	11

## 第2編 基本構想

<b>第1章 まちづくりの基本理念</b> .....	15
<b>第2章 まちづくりの基本方向と将来像</b> .....	16
1 まちづくりの基本方向 .....	16
2 登米市の将来像 .....	17
3 計画の指標 .....	18
4 土地利用のあり方 .....	19
<b>第3章 施策の大綱</b> .....	21
1 人と自然が共生するうるおいのあるまちづくり .....	22
2 大地の恵みと人の技を生かした活力のあるまちづくり .....	23
3 安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくり .....	24
4 便利で快適に暮らせるゆとりのあるまちづくり .....	25
5 豊かな心と個性を育むふれあいのまちづくり .....	26
6 市民の創造力を生かした協働のまちづくり .....	27
<b>第4章 まちづくりを索引する戦略プロジェクト</b> .....	28
1 安全で安心して暮らせるまちづくり .....	29
2 活力ある産業の育成と定住のまちづくり .....	29
3 快適な環境と健康なまちづくり .....	29

夢・大地・みんなが愛する水の里



総

合

計

画

# 第1編 序論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年の地方行財政を取り巻く状況は、長引く景気の低迷等の影響の中で、国・地方ともに厳しい状況にあり、さらに少子高齢化、地球環境問題の顕在化、高度情報化の進展などの大きな社会情勢の変革等、多様、かつ、新たな課題に直面しています。

また、地方分権の進展に伴い、自らの地域のことは自らの意思で決定する権限と責任を担うことが地方自治体に求められている中で、本市は、迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町の登米郡8町と津山町の9町の大合併により平成17年4月1日に誕生しました。

財政規模の拡大や行政能力の向上等、合併による様々なメリットを生かし、住民ニーズに対応した自主的、自立的かつ効率的な行政システムを構築し、多くの市民が「合併をして良かった」と感じられるまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

登米市総合計画（以下「本計画」という。）は、新しく誕生した『登米市』の今後のまちづくりの基本方向を明らかにするものであり、市民と共に進めるまちづくりの指針となるもので、本市の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的に策定したものです。

## 2 計画の性格と役割

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定により定める計画であり、本市のまちづくりに関わる計画の中では最も上位の計画で、市民と行政が一体となって目指していく今後のまちづくりの指針となるものです。

本市が目標とするまちづくりの基本理念や将来像を実現するための目標などを示しています。また、まちづくりに関する様々な分野の施策において具体的な計画等を作成する際に基本となるものです。

なお、「基本構想」の策定にあたっては、先に策定した「新市建設計画」のまちづくりの考え方を基本としました。

### 3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

- **基本構想**

基本構想は、市民と行政が共に目指し、共に進めていくまちづくりの基本理念と、その実現に向けて展開していくまちづくりの基本方向を示すもので、平成27年度（2015年度）を目標年次とします。

- **基本計画**

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標や将来像の実現に向けて、様々な施策を展開していくための指針となるもので、分野ごとに現状と課題を踏まえた展開方向や主要施策等を示します。

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10ヵ年計画とします。

- **実施計画**

実施計画は、基本計画に示す施策の方向を受けて、行財政状況を勘案しながら事業の実施について具体的に定めるものです。

計画の期間は平成18年度から3年間とし、毎年度所要の補正を加えて見直すローリング方式により事業の推進を図ります。

## 第2章 登米市の概況

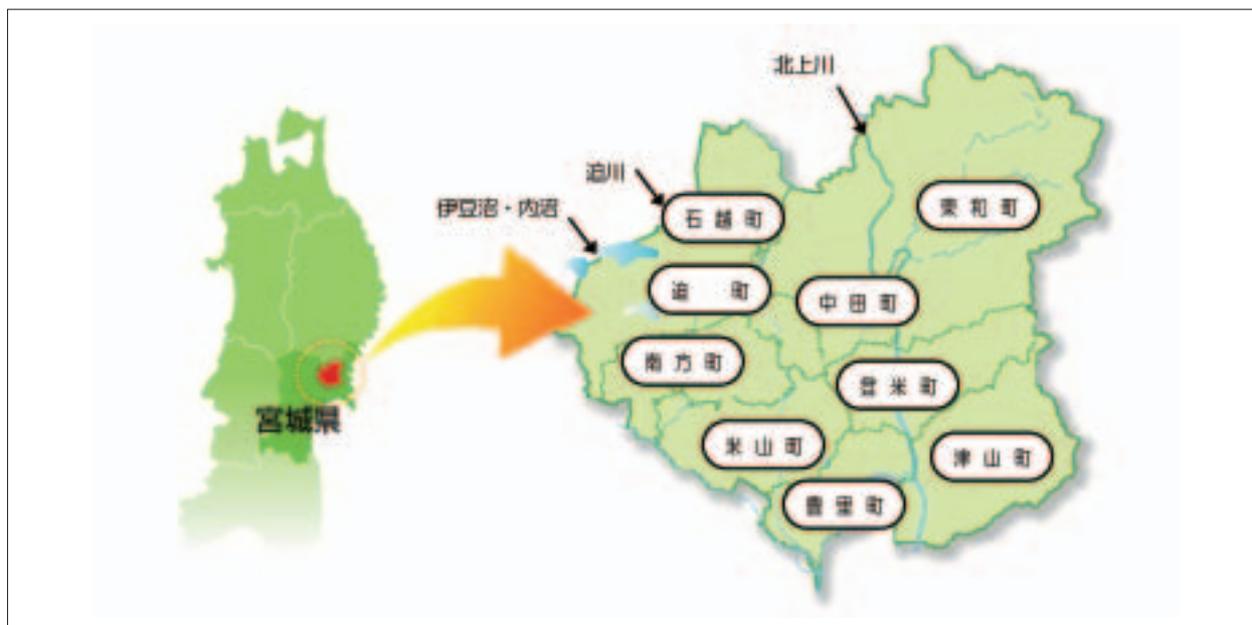
### 1 位置と自然条件

本市は、宮城県の北東部に位置し、北は岩手県に接しています。西部は丘陵地、北上川左岸の東部は山間地、その間を県内有数の穀倉地帯を形成する肥よくな登米耕土が広がっており、面積は536.38km<sup>2</sup>と仙台市、栗原市、石巻市に次いで県内第4位の広さを有しています。

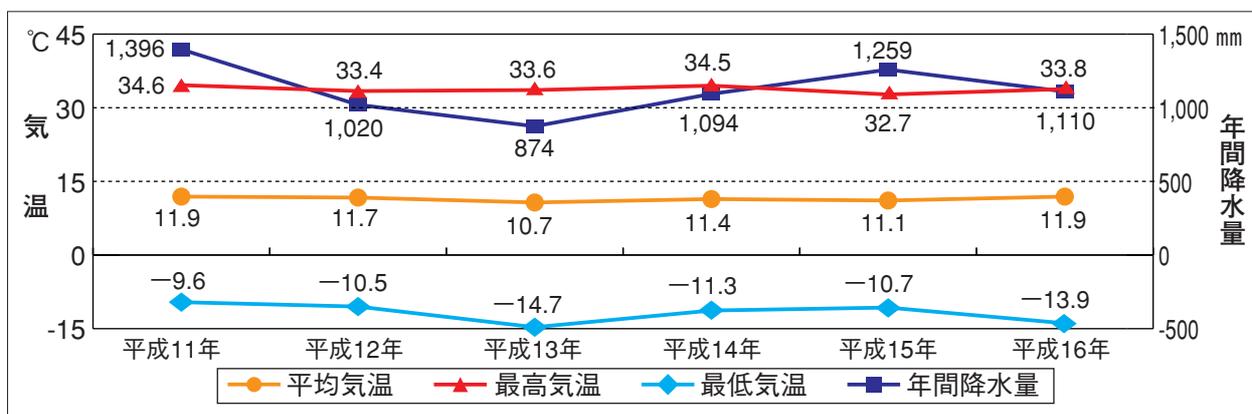
また、市域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、豊かな水辺空間を有しています。さらに、南東部には南三陸金華山国定公園の一部を有するなど、豊かな自然に恵まれた『水の里』らしさを形成しています。

気候条件は、最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候となっていますが、冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては温暖な住み良い条件を有しています。

【登米市の位置】



【登米市の気候の推移(気象庁米山観測所)】



## 2 沿 革

本市を構成する迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町及び津山町は、明治、昭和の大合併を経験し行財政基盤の拡大を図りながら、今回の平成の大合併を経て、新しい登米市が誕生しました。

### 【本市の沿革】

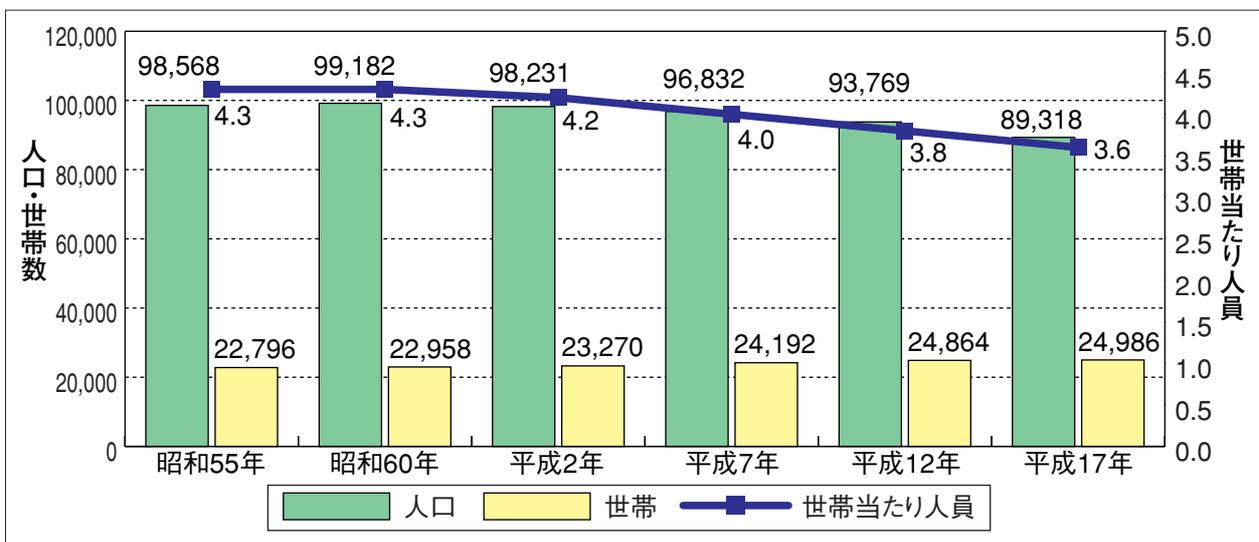


### 3 人口・世帯

人口は、平成17年国勢調査において89,318人で、平成12年国勢調査時より約4%減少しています。一方、世帯数は平成17年国勢調査において24,986世帯で、昭和55年国勢調査時の22,796世帯から増加を続け、1世帯当たりの人員は減少してきており、核家族化の進行など世帯構成の変化が進んでいることが分かります。

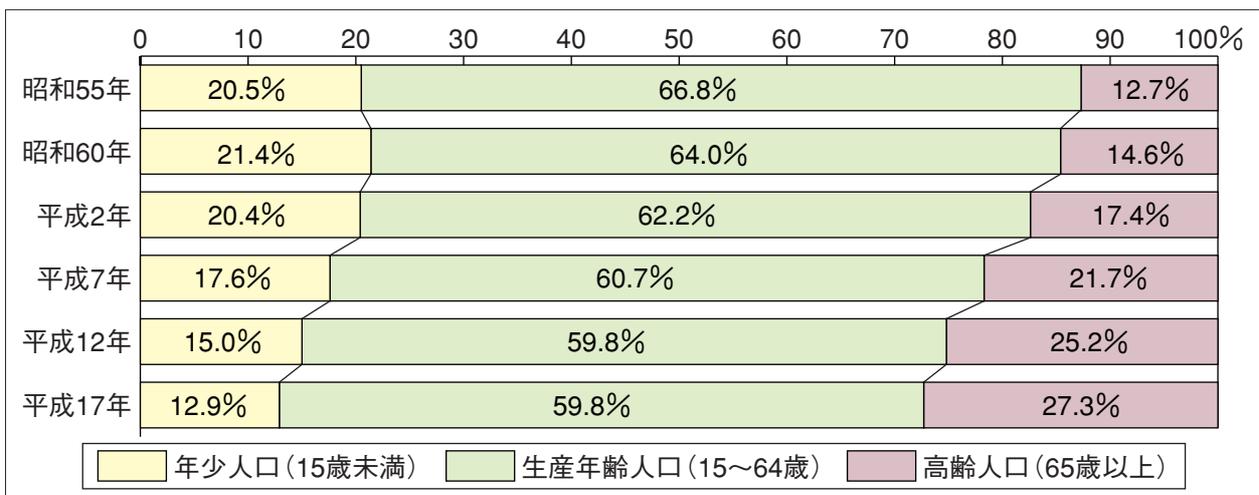
また、年齢別3階層人口は平成2年から平成12年の10年間に年少人口の割合が20.4%から15.0%に減少していますが、逆に高齢人口の割合が17.4%から25.2%に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【人口と世帯の推移】



資料：国勢調査

【年齢3階級別人口の推移】



資料：国勢調査

注)：平成17年年齢3階級別人口は推計値を記載しています。

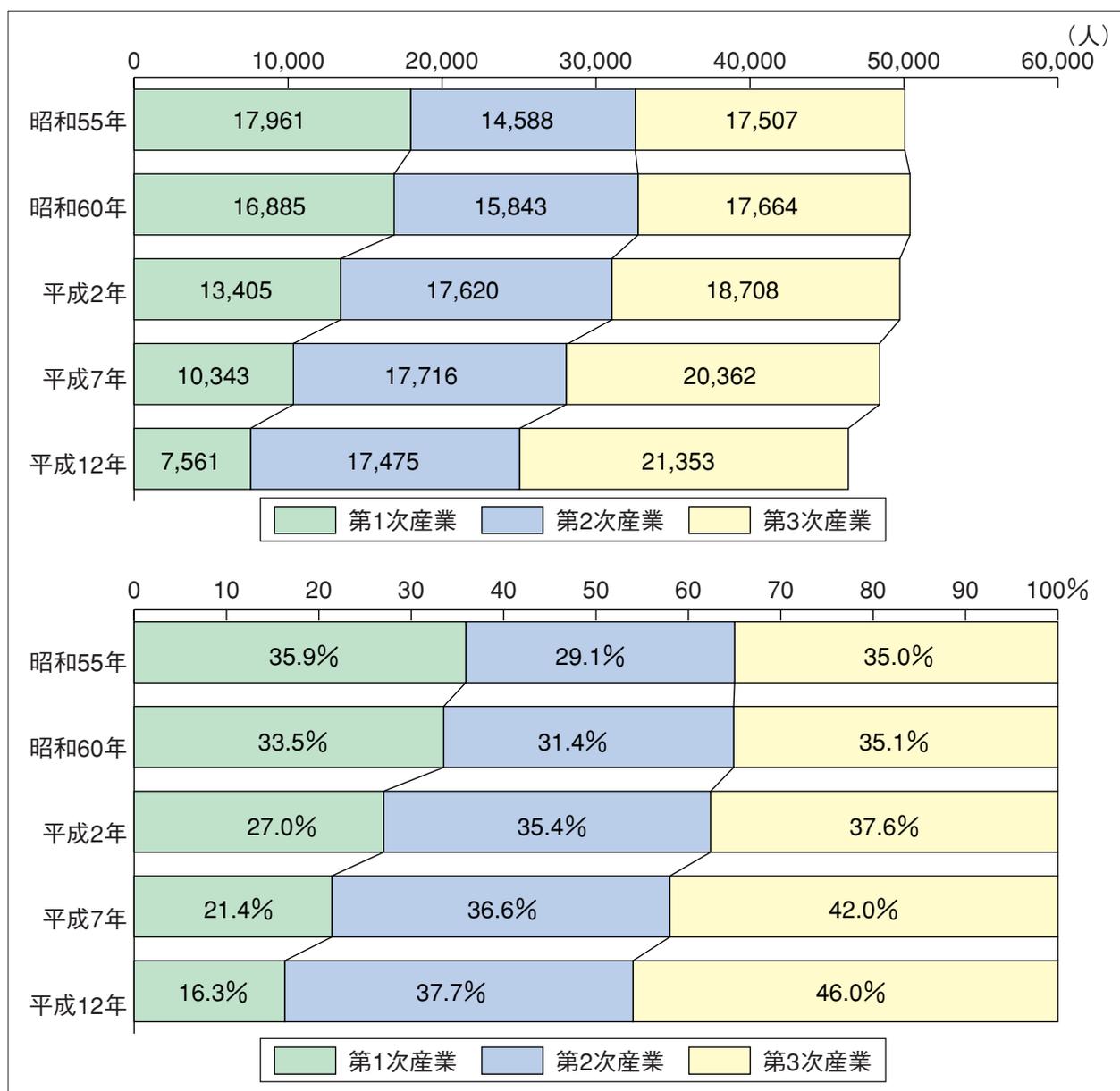
## 4 産 業

本市は、米を中心とした土地利用型農業を中核としていますが、産業別にみた就業者の動向は、農林業などに従事する第1次産業から工業や商業等に従事する第2次産業と第3次産業へ転換が進み、特に第1次産業は昭和50年から平成12年の25年間で約3分の1に減少しています。

しかし、平成12年の第1次産業就業者の比率16.3%は、県平均（6.6%）を大幅に上回っており、依然として本市の基幹産業としての役割を担っています。

また、工業等の第2次産業就業者比率37.7%は、県平均（27.0%）より高い値となっていますが、商業等の第3次産業就業者比率は、県内の他圏域と比較すると最も低くなっています。

【就業人口の推移】



資料：国勢調査

## 5 交通網

道路網は、国道45号、342号、346号、398号及び国道456号を中心として、主要地方道7路線及び一般県道15路線を骨格に形成されています。

また、鉄道はJR東北本線が北西部の迫町と石越町、JR気仙沼線が南部の豊里町と南東部の津山町を走っていますが、東北縦貫自動車道や東北新幹線など、東北地方の動脈的役割を担う広域高速交通網との間に距離があるうえ、これらに接続する道路網の整備も遅れている状況にあります。

しかし、現在整備中の「みやぎ県北高速幹線道路」や旧河北町まで開通した「三陸縦貫自動車道」が本市まで延伸されることにより、様々な効果が期待されています。

また、「登米圏域・古川間連絡幹線道路」も東北縦貫自動車道と本圏域を結ぶ重要なアクセス道路として完成が待ち望まれています。

### 【交通網の状況】



## 第3章 計画の背景とまちづくりの課題

超少子高齢社会の到来、国際化と高度情報化の進展、経済の成熟化など、我が国を取り巻く時代の潮流は大きく変動しています。登米市のまちづくりは、こうした時代の潮流を踏まえながら進めていくことが重要です。

### 1 計画の背景となる時代の変化

#### (1) 環境問題に関する意識の高まり

地球温暖化、酸性雨、砂漠化などが進む中、国内では、平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議などを通じ、地球規模での環境対策は深刻な影響を及ぼす人類共通の課題という認識が浸透してきています。これらの解決のためには、ライフスタイルや事業活動のあり方などを根本から見直し、自らできる対策やその方向性について検討を行い、一人ひとりが着実に実行することが求められています。

本市は、ラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、豊かな美しい自然環境に恵まれています。生活環境の変化による水質の悪化や外来種の食性による希少な在来水棲生物の減少など、近年の環境問題は複雑化・多様化が進んでおり、行政だけで課題を解決することは困難となっています。

こうした中、ごみの減量や省資源化に向けた4R活動<sup>※1</sup>の推進、開発と自然の調和、地球温暖化防止対策などについて、それぞれの地域から積み重ねる取組を通じて循環型の社会を形成していくことがますます重要となっています。

#### (2) 産業構造の変化

消費者ニーズの多様化、高度化などを背景に、情報サービス、環境サービス、福祉サービスなどの新たな産業分野が拡大してきているとともに、知識や情報、サービス等に対する需要が高まり、経済のソフト化が進展しています。

また、農業、製造業などの分野においては、消費者ニーズに対応できる農産物の生産や消費者の視点に立った製品の開発、販売がより一層求められています。

本市は、全国的に有名な良質米の産地として、農業が本市を代表する主要な産業として重要な役割を担っており、法人化など意欲的な農業者による新しい取組も進められていますが、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、商工業や観光についても安定した就業の場の提供を図るため、高速自動車道の整備効果を生かすとともに、経営の合理化や近代化への支援、積極的な企業誘致、アグリビジネス<sup>※2</sup>の推進などに取り組んでいます。商店街の活力低下や生産施設の海外移転による空洞化も進んでいる状況にあります。

このような経済情勢に対応するためには、既存産業の高付加価値化や環境関連産業をはじめとする新産業の創造、ベンチャー企業<sup>※3</sup>、起業家<sup>※4</sup>の育成などが求められています。

※1 Refuse（ゴミになるものを拒む）Reduce（減らす）Reuse（再使用する）Recycle（再生させる）の環境に配慮した活動

※2 農業関連産業。直接の生産分野だけでなく、農産物の加工・貯蔵・流通などの分野までを含めた経済活動やその企業

※3 新しい技術の開発、市場の開拓（新製品・新サービスの提供）を志向した、企業家精神に富んだ経営者にリードされる中小企業のこと

※4 ビジネスチャンスを見出しこれを追及するための組織を造る者のこと

### (3) 人口減少と少子化・超高齢化の進行

日本の平均寿命は戦後一貫して伸び続け、急速なスピードで高齢化が進行しており、平成62年には3人に1人が65歳以上という超高齢社会になるものと予測されています。

また、晩婚化や非婚化、育児を取り巻く環境などを背景とする少子化等と相まって、総人口は平成18年頃をピークに減少に向かうものと予測されています。

本市においては、平成2年から平成12年の10年間に、年少人口の割合は20.4%から15.0%に減少し、高齢人口の割合が17.4%から25.2%に増加しており、少子化の進行とともに既に4人に1人が65歳以上の超高齢社会に突入している状況にあります。

こうした少子化や高齢化の進行により、経済活動の低下、若者の減少による社会の活力低下、保健・医療・福祉等の社会保障における負担の増大など、社会や経済への影響が懸念されています。また、これからは多くの高齢者が元気に生活を送りながら、生きがいを感じるための社会参加を求めるとともに、労働力として高齢者の有する技術や知識の活用が必要になってくるものと考えられます。

### (4) 市民参画の進展

多発する地震や異常気象など、予測不可能な震災時における市民の復興支援活動の広がりや、社会貢献や自己実現を大切にする価値観の変化などの中で、ボランティア活動やまちづくりへの市民の参画意識が高まっています。また、平成10年にはNPO法が制定され、様々なNPO活動が各地で一層広がり、まちづくり分野への取組も増加してきています。

本市においても、ボランティアによる「声の広報」、市ホームページ上での市長へのメールや市民交流掲示板の開設による新たな参加・交流手法の展開など、様々なメディアを活用して市民参加の促進に努めています。

また、地域社会を個性的で活力あるものとしていくためにも、市民の積極的なまちづくりへの参画を促進するとともに、NPOなどとの協働が不可欠となってきています。

### (5) 高度情報化の進展

情報通信技術の発展・普及により、社会の様々な分野で必要とされる情報が、いつでもどこでも自由に入手、利用できるようになってきており、インターネットによる情報交流や商取引が日常生活にも身近になっています。また、だれもが簡単に操作できる技術の導入による障害者・高齢者等の社会参加の促進や、在宅による医師の治療が受けられる遠隔医療システムによる診療など、高度情報化の進展により生活の質が向上しつつあります。

本市においても、まちづくりへの市民参画の促進や市内外への情報提供の充実に向けて、情報通信基盤の整備を図るとともに利用者のレベルに合わせたIT講習会の開催や小中学校における情報通信教育等を推進しています。

しかし、ITを利用する技術や機会を持つ人と持たない人との情報格差是正への対応が求められているとともに、データの流出やプライバシーの侵害など情報化社会が有する問題への迅速かつ的確な対応が必要となっています。

## (6) 国際化の進展

交通・通信網の飛躍的な発展により世界各国間における相互依存関係は、国の枠を越えて様々な分野で「人・物・情報」の交流が拡大しています。海外旅行や留学など海外への渡航が増加するだけでなく、海外からの観光や就業を目的とした外国人の来訪も増える中で、個人のレベルでも世界とのつながりはますます身近なものになってきています。

本市は、国際交流協会等の交流団体の支援や在住外国人との交流、異文化セミナー等の国際交流事業を推進するなど、市民の国際感覚の醸成に努めています。

また、地域に居住する外国人の行政に対する期待に応え、外国人も安心して暮らせるハード・ソフト両面での環境をつくるなど、地域での相互理解と交流を深めることが求められています。

## (7) 地方分権の推進と行財政基盤の強化

平成7年に地方分権推進法が制定され、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、自己責任・自己決定の原則に基づいて、個性的で活力のある地域社会を築き上げていくことが求められます。

本市においても、事務事業の見直しによる効率的かつ重点的な政策を推進し、職員の意識改革と政策形成能力の向上をさらに高めることが必要です。

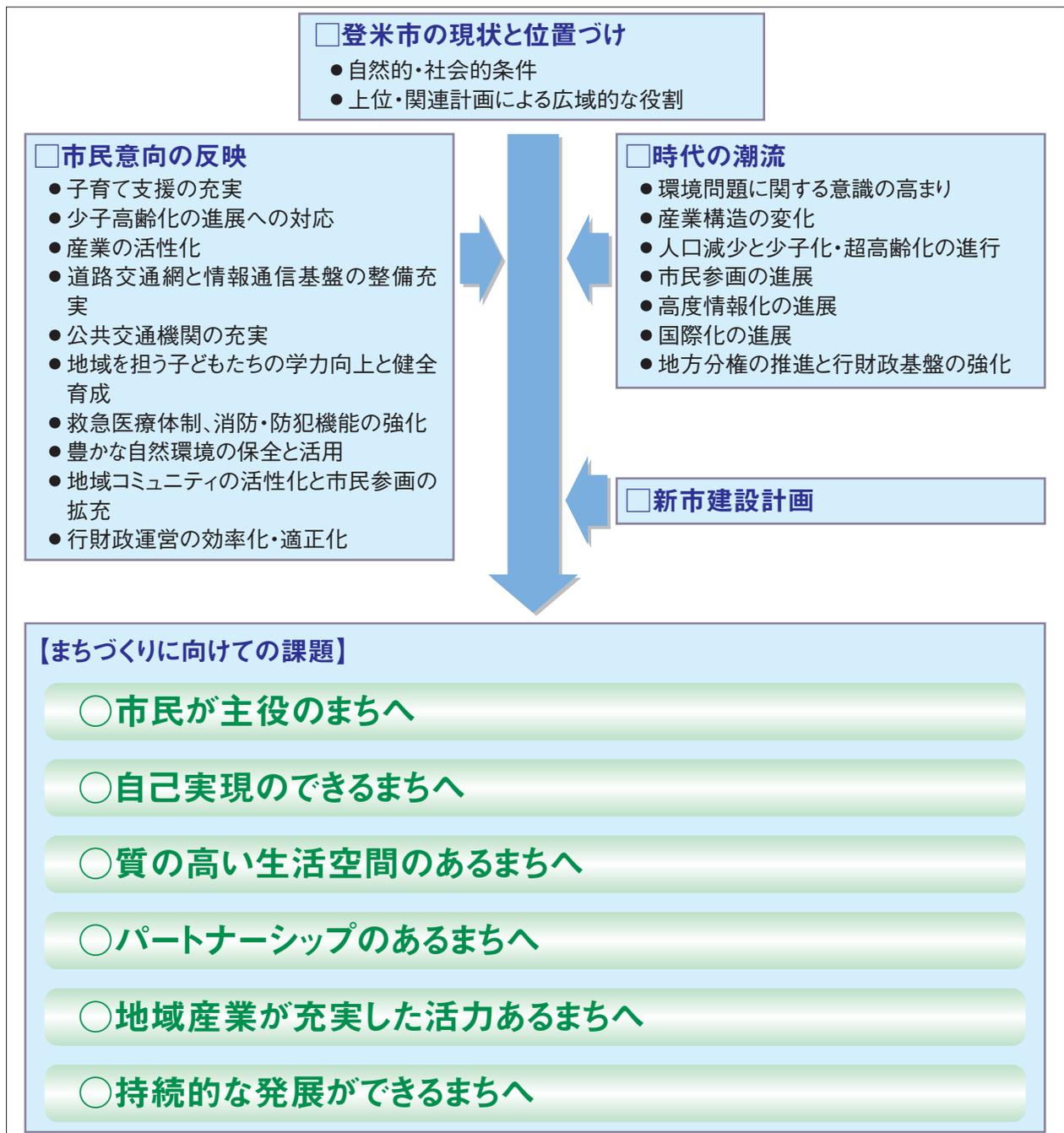
今後とも、国と地方の役割分担やそのための行財政制度の見直しとともに、地域のことは自らが立案、実行できる能力を強化して、市民の理解と協力を得ながら、地域住民の福祉向上のため様々なサービスの提供を行うなど、地方自治の精神に基づいたまちづくりを進めていく必要があります。

## 2 まちづくりに向けての課題

新しく誕生した本市のまちづくりを進めていくためには、地域の有する特徴や資源を最大限に生かすとともに、新たな時代の流れに対応したまちづくりの課題を受け止め、計画に反映していく必要があります。

また、市民意向調査の結果、まちづくり懇談会での意見や提案及び新市建設計画等を踏まえ、新しいまちづくりに向けて特に留意すべき課題を次のように整理します。

### 【まちづくりに向けての課題】



## (1) 市民が主役のまちへ

本市は旧9町の合併により、広域的なまちづくりや行政基盤の強化が図られるなどの効果が得られましたが、地域が抱える問題や課題も多様化し、行政だけでは対応できないことも増加しています。

このため、市民が日常生活を営み、まちに愛着を感じながら、さらに住みよいまちをつくるためにも、行政への積極的な参画による仕組みづくりに取組、市民が主役のまちづくりを進めていく必要があります。

また、地方分権・権限委譲の進展に伴い、効率的な行政運営の推進や財政状況の改善などを進めるため、本市の課題に対応した組織体制の整備や行財政改革が緊急の課題となっています。

## (2) 自己実現のできるまちへ

趣味、学習やレクリエーションなどに対するニーズは多様化・高度化し、生涯学習、健康づくり、スポーツ活動などに関する意識や取組が活発になってきています。また、国際交流などが活発化することにより、異なる文化や価値観を持つ人々との出会いや交流の機会が増えてきており、幼児から大人まで、障害のあるなしや年齢・性別及び国籍などに関わりなく、一人ひとりの個性や才能が発揮できる選択肢の多い学習活動の提供が望まれています。

また、国・県や近隣自治体などとの連携・協力体制を構築し、生涯学習やスポーツなどに関する情報ネットワークや共同システムの構築などを図り、多様な住民ニーズに応えていく必要があります。

## (3) 質の高い生活空間のあるまちへ

現在の社会経済情勢は、積極的な公共投資が望めない中、既存施設の有効活用や効率的な維持管理を図りながら、多様化する市民ニーズに対応していく必要があります。

本市においては、市内各地区の連携強化はもとより、広域的な連携に資する高速交通体系の確立が重要な課題ですが、一方で身近な生活環境の改善などによるゆとりや豊かさを実感できる住みよいまちづくりを進める必要があります。

また、子どもや高齢者、障害のある人など様々な立場から、だれもが安全に安心して日常生活が営めるよう、ソフト・ハードの両面からユニバーサルデザイン化<sup>\*5</sup>を進める必要があります。

#### (4) パートナーシップのあるまちへ

本市は、既に4人に1人が65歳以上の超高齢社会に直面しており、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう福祉サービスの充実や暮らしやすい環境を整えるとともに、高齢者がこれまで培った知識や経験を生かす機会や就業の場を確保していく必要があります。また、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができる仕組みづくりや救急医療環境の充実が重要です。

このため、あらゆる場面で市民・企業・行政それぞれの役割を明確にし、市民、事業者など多様な主体の創意と活力を認め合いながら、市民とのパートナーシップを基本としたまちづくりを行う必要があります。

また、自然災害など、不測の事態に備えた防災対策をはじめ、行政、市民、事業者、NPO、ボランティアなどの連携による危機管理体制を確立していく必要があります。

#### (5) 地域産業が充実した活力あるまちへ

本市は、農林業を基幹産業に発展してきましたが、後継者不足や農産物の輸入の増加などにより低迷していることから、農林業の振興や有効な土地利用、地場産業の振興、地域経済の活性化が必要な状況にあります。

このため、農地の基盤整備や農業の構造改革を推進するとともに、地域社会での食糧自給率の向上や担い手の育成など、農林業及び関連産業の振興に向けた取組が大きな課題となっています。

また、本市は河川や湖沼、農村・山村集落、四季折々の景観、歴史・文化資源など豊富な地域資源を有しており、これらの地域資源を活用した新産業の創出や起業家の支援を積極的に進め、若者が定住できる活力あるまちづくりを図る必要があります。

#### (6) 持続的な発展ができるまちへ

私たちの日常生活は、活発な産業活動や社会活動によって、物質的に豊かになってきていますが、現在の社会経済システムのままでは地球温暖化などによる環境問題がより一層深刻になっていくことが危惧されています。

本市は、国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、豊かな自然を守り、次世代に引き継いでいく責務を負っており、一人ひとりが、環境保全に努める自覚と責任をもち、具体的に実践していくことが大切です。

このため、地域、個人レベルでの取組から着実に行動を起こすことにより、環境に配慮した持続的な発展ができるまちを目指していく必要があります。

※5 障害者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること